

別表 1

(東京支店)

新築 一戸建て F35(通常型)の業務手数料

(単位:円 消費税抜き)



確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査	現場検査	
	設計	建設	適合証明業務における			中間検査	竣工検査
			設計検査省略	設計・中間検査省略			
×	×	×	省略なし		10,000	13,000	12,000
○	×	×			5,000	8,000	5,000
×	○	×			5,000	8,000	10,000
○	○	×			5,000	5,000	3,000
×	○	○			5,000	5,000	3,000
○	○	○			5,000	3,000	3,000
△	○	×	○ *1	×	(申請不要)	3,000	3,000
△	○	○	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

竣工済特例の場合は、設計検査、中間検査及び完了検査の合計額とする。

【*1及び*2について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請かつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上) } 適合証明業務の設計検査省略
- *2  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上) } 適合証明業務の設計及び中間検査省略

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 2

(東京支店)

新築 一戸建て F35S(金利Bプラン)の業務手数料



(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査	現場検査	
	設計	建設	適合証明業務における			中間検査	竣工検査
			設計検査省略	設計・中間検査省略			
×	×	×	省略なし		20,000 *3	20,000	20,000
○	×	×			18,000 *3	10,000	10,000
×	○	×			5,000	10,000	10,000
○	○	×			5,000	5,000	3,000
×	○	○			5,000	5,000	3,000
○	○	○			5,000	3,000	3,000
△	○	×	○ *1	×	(申請不要)	3,000	3,000
△	○	○	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問
竣工済特例の場合は、設計検査、中間検査及び完了検査の合計額とする。

【*1、*2及び*3について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請しかつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上) } 適合証明業務の設計検査省略
- *2  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上) } 適合証明業務の設計及び中間検査省略

★ 下記①～⑤までのうちいずれかを取得するものについては、それぞれ、設計検査、設計検査及び中間検査を省略することができる

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 2以上
- ② 免震建築物
- ③ 断熱等性能等級 4以上
- ④ 一次省エネルギー消費量対策等級 4以上
- ⑤ 高齢者対策等級(専用部分) 3以上
- ⑥ 劣化対策等級 3及び維持管理対策等級(専用配管) 2以上

「重ね建て・連続建て」の場合

- ・劣化対策等級 3
- ・維持管理対策等級(専用及び共用配管) 2以上
- ・更新対策 躯体天井高さ2.5m以上で壁又は柱で間仕切り変更の障害とならないもの

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、上記手数料に10,000円(消費税抜き)を加算する。

■ 当社が、下記の適合証等発行した場合、別表1通常型手数料とする。

- ・省エネルギー性の場合 「住宅事業建築主基準適合証」、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」又は「BELS」※BELSの場合は、設計検査に限り【別表1(通常型)】、中間及び竣工検査は【別表2】による。
- ・耐久性・変性の場合 「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 3

(東京支店)



新築 一戸建て F35S(金利Aプラン)の業務手数料 (単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査	現場検査	
	設計	建設	適合証明業務における			中間検査	竣工検査
			設計検査省略	設計・中間検査省略			
×	×	×	省略なし		20,000*3	20,000	20,000
○	×	×			18,000*3	10,000	10,000
×	○	×			5,000	10,000	10,000
○	○	×			5,000	5,000	3,000
×	○	○			5,000	5,000	3,000
○	○	○			5,000	3,000	3,000
△	○	×	○*1	×	(申請不要)	3,000	3,000
△	○	○	○(*1)	○*2	(申請不要)	(申請不要)	3,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問
竣工済特例の場合は、設計検査、中間検査及び完了検査の合計額とする。

【*1、*2及び*3について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請しかつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)
(★条件含む) } 適合証明業務の設計検査省略
- *2  劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)
(★条件含む) } 適合証明業務の設計及び中間検査省略

★ 下記①～②までのうちいずれかを取得するものについては、それぞれ、設計検査、設計検査及び中間検査を省略することができる

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 3
- ② 一次省エネルギー消費量等級 5
- ③ 高齢者対策等級(専用部分) 4以上

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、上記手数料に10,000円(消費税抜き)を加算する。

■ 当社が、下記の適合証等発行した場合、別表1通常型手数料とする。

- ・省エネルギー性の場合 「住宅事業建築主基準適合証」又は「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」又は「BELS」※BELSの場合は、設計検査に限り【別表1(通常型)】、中間及び竣工検査は【別表3】による。
- ・耐久性・可変性の場合 「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 4

(東京支店)

共同建て F35 (通常型)の業務手数料



(単位:円 消費税抜き)

確認 申請 併用	住宅性能評価申請併用				設計検査			竣工検査		
	設計	建設	適合証明業務における 設計検査省略		1~50 戸	51~100 戸	101戸~	1~50 戸	51~100 戸	101戸~
×	×	×	省略なし		120,000	140,000	160,000	65,000	75,000	85,000
○	×	×			90,000	110,000	130,000	60,000	70,000	80,000
×	○	×			80,000	100,000	120,000	50,000	60,000	70,000
○	○	×			80,000	100,000	120,000	50,000	60,000	70,000
×	○	○			80,000	100,000	120,000	50,000	60,000	70,000
○	○	○			80,000	100,000	120,000	55,000	60,000	70,000
△	○	×	○ *1	×	(申請不要)			55,000	60,000	70,000
△	○	○	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			55,000	60,000	70,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

【*1及び*2について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請かつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(共用配管)を2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上) } 適合証明業務の
設計検査省略
- *2  断熱等性能等級2以上
維持管理(共用配管)対策等級2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上) } 適合証明業務の
設計検査省略
- 重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 5

(東京支店)

共同建て (登録マンション)の業務手数料


(単位:円 消費税抜き)


確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査			竣工検査		
	設計	建設	適合証明業務における設計検査省略		1~50戸	51~100戸	101戸~	1~50戸	51~100戸	101戸~
×	×	×	省略なし		80,000	100,000	120,000	70,000	90,000	100,000
○	×	×			70,000	85,000	100,000	60,000	70,000	80,000
×	○	×			60,000	70,000	80,000	40,000	50,000	60,000
○	○	×			60,000	70,000	80,000	40,000	50,000	60,000
×	○	○			60,000	70,000	80,000	40,000	50,000	60,000
○	○	○			60,000	70,000	80,000	40,000	50,000	60,000
△	○	×	○ *1	×	(申請不要)			40,000	50,000	60,000
△	○	○	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			40,000	50,000	60,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

【*1及び*2について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請かつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  断熱等性能等級2以上
維持管理対策等級(共用配管)を2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

} 適合証明業務の設計検査省略
- *2  断熱等性能等級2以上
維持管理(共用配管)対策等級2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

} 適合証明業務の設計検査省略

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。
 ※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 6

(東京支店)

共同建て F35S(優良な住宅基準)・(特に優良な住宅基準)の業務手数料



(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査			竣工検査		
	設計	建設	適合証明業務における設計検査省略	設計検査省略	1~50戸	51~100戸	101戸~	1~50戸	51~100戸	101戸~
×	×	×	省略なし		150,000 *3	170,000 *3	190,000 *3	100,000	120,000	140,000
○	×	×			110,000 *3	130,000 *3	150,000 *3	85,000	100,000	120,000
×	○	×			100,000	120,000	140,000	60,000	80,000	100,000
○	○	×			100,000	120,000	140,000	60,000	80,000	100,000
×	○	○			100,000	120,000	140,000	60,000	80,000	100,000
○	○	○			100,000	120,000	140,000	60,000	80,000	100,000
△	○	×	○ *1	×	(申請不要)			60,000	80,000	100,000
△	○	○	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			60,000	80,000	100,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

【*1、*2及び*3について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請しかつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  省エネルギー対策等級2以上
維持管理対策等級(共用配管)を2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
相当スラブ厚さ15cm以上
(★条件含む) } 適合証明業務の設計検査省略
- *2  省エネルギー対策等級2以上
維持管理(共用配管)対策等級2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
相当スラブ厚さ15cm以上
(★条件含む) } 適合証明業務の設計検査省略

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、上記手数料に30,000円(消費税抜き)を加算する。

★F35S(優良な住宅基準)にあつては、下記①~④までのいずれか

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ② 免震建築物
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ④ 劣化対策等級(構造躯体等)3及び維持管理対策等級(専用配管)2以上
並びに維持管理対策等級(共用配管)2以上かつ更新対策(住戸専用部分)の躯体天井高さ2.5m以上で壁又は柱で間仕切り変更の障害とならないもの

★F35S(特に優良な住宅基準 20年金利引下げタイプ)にあつては、①~②のいずれか

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ② 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

■ 当社が、下記の適合証等発行した場合、別表4通常型手数料とする。

- ・ 省エネルギー性の場合「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・ 耐久性・可変性の場合「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 7

(東京支店)

共同建て F35S

(優良な住宅基準)・(特に優良な住宅基準)の登録マンションの業務手数料



(単位:円 消費税抜き)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用				設計検査			竣工検査		
	設計	建設	適合証明業務における設計検査省略		1~50戸	51~100戸	101戸~	1~50戸	51~100戸	101戸~
×	×	×	省略なし		100,000*3	120,000*3	140,000*3	100,000	110,000	120,000
○	×	×			80,000*3	100,000*3	120,000*3	70,000	80,000	90,000
×	○	×			70,000	80,000	90,000	50,000	60,000	70,000
○	○	×			70,000	80,000	90,000	50,000	60,000	70,000
×	○	○			70,000	80,000	90,000	50,000	60,000	70,000
○	○	○			70,000	80,000	90,000	50,000	60,000	70,000
△	○	×	○*1	×	(申請不要)			50,000	60,000	70,000
△	○	○	○(*1)	○*2	(申請不要)			50,000	60,000	70,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

【*1、*2及び*3について】

・日本住宅性能表示基準に基づく性能評価を当社に同時申請しかつ次のそれぞれの等級性能項目に該当する場合

- *1  省エネルギー対策等級2以上
維持管理対策等級(共用配管)を2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)
(★条件含む) } 適合証明業務の設計検査省略
- *2  省エネルギー対策等級2以上
維持管理(共用配管)対策等級2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)
(★条件含む) } 適合証明業務の設計検査省略

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、上記手数料に30,000円(消費税抜き)を加算する。

★F35S(優良な住宅基準)にあつては、下記①~④までのいずれか

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ② 免震建築物
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ④ 劣化対策等級(構造躯体等)3及び維持管理対策等級(専用配管)2以上
並びに維持管理対策等級(共用配管)2以上かつ更新対策(住戸専用部分)の躯体天井高さ2.5m以上で壁又は柱で間仕切り変更の障害とならないもの

★F35S(特に優良な住宅基準 20年金利引下げタイプ)にあつては、①~②のいずれか

- ① 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ② 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したもののについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 8 (東京支店)
中古 一戸建て等の業務手数料
(単位:円 消費税抜き)

評価併用 (建設)	優良住宅	手数料
○	×	30,000
○	○	30,000
×	×	40,000
×	○	50,000

別表 9 (東京支店)
中古 マンションの業務手数料
(単位:円 消費税抜き)

評価併用 (建設)	優良住宅	手数料
○	×	25,000
○	○	25,000
×	×	70,000
×	○	100,000

別表 10 (東京支店)
新築 賃貸住宅の業務手数料
(単位:円 消費税抜き)

確認併用	評価併用 (建設)	設計検査	竣工検査
○	○	6,000	8,000+500*N
×	○	6,000	8,000+500*N
○	×	12,000	8,000+500*N
×	×	12,000	48,000+1,000*N

(N:検査件数)

別表 11 (東京支店)
リフォームの業務手数料
(単位:円 消費税抜き)

確認併用	評価併用 (建設)	手数料
○	○	10,000
×	○	10,000
○	×	30,000
×	×	70,000

※再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合があります。

※設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合があります。